

御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方

「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について、令和7年1月17日から同年2月16日までご意見の募集を行ったところ、5件の御意見を頂きました。

いただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下の通りまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要に対するデジタル庁の考え方においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	口座管理法
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則	口座管理法施行規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号利用法

御意見の概要	御意見の概要に対するデジタル庁の考え方
<p>全ての口座にマイナンバーの紐付けを義務化し、3万円以上の取引は全て電子決済で追跡できるようにし、脱税やマネロン、詐欺被害を防げるようにして欲しい。</p>	<p>御意見として承ります。なお、口座管理法に基づく預貯金口座付番制度は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度であり、マイナンバーの紐付けを義務付けるものではありません。</p>
<p>戸籍附票が災害で入手できなくなった場合親族の証明が出来なくなる デジタル化移行させていない部分の対応はかんがえられているのだろうか 戸籍は3箇所4箇所と集めなければならない人もいる</p>	<p>本命令案においては、口座管理法第8条第2項の規定による被相続人である預貯金者の本人確認において、当該預貯金者の本人特定事項の記載のない戸籍の附票の除票の写しは、本人特定事項を確認できないことから、本人確認書類として認められないことを認められないことを明確化したものです。</p> <p>なお、戸籍の附票の除票の写し以外にも、住民票の除票の写し(口座管理法施行規則第24条第1項第2号)、法定相続情報一覧図の写し(当該預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。)(同項第3号)が、本人確認書類として認められます。</p>
<p>信用できないので反対</p>	<p>国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。</p>
<p>金融機関利用者についての本人確認の厳格化については反対ではないが、金融機関利用者に金融機関への通知を行わせる識別情報については、個人番号ではなく、金融機関利用等用の専用の番号(無論、国はその対応する個人番号との紐付きについて知っている。)を制度的に設けて、その番号を通知させるようにされたい。</p> <p>個人番号を一般に民間の機関である金融機関に通知すべきではない事についてちゃんと認知し、国制度を改めるようにされたい。</p>	<p>一般論として、個人番号を民間事業者に提供することは、一定の範囲で法令上認められております。金融機関は、番号利用法及び口座管理法の規定に基づき、個人番号関係事務実施者(番号利用法第2条第13項)又は個人番号利用事務の一部の委託を受けた個人番号利用事務実施者(同条第12項)に該当することから、預貯金者は金融機関に個人番号を提供することができます。</p> <p>なお、本改正は本人確認を厳格化することを内容とするものではありません。また、「金融機関利用等の専用の番号」の指すところが明らかではありませんが、国において当該番号と個人番号との紐付きを把握しているものではありません。</p>